

食品表示ニュースレター

令和4年10月号

令和4年10月号の題目

1. あさりの原産地表示ルールが厳格化されました。
2. しいたけの原産地表示のルールが変更されました。
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが公表されました。
4. 全ての加工食品（輸入品を除く）に原料原産地表示が義務付けられています。（経過措置期間が終了）
5. 「調製時期」「精米時期」へ表示の事項名を変更してください!!～玄米及び精米に係る表示関係～
6. 未検査米の表示方法について～玄米及び精米に係る表示関係～
7. 遺伝子組換え食品の任意表示は、令和5年(2023年)4月1日から新しい制度になります。
8. 県内事業者から相談の多い事例～誤った表示の修正方法について(食品表示基準Q&A)～



1. あさりの原産地表示ルールが厳格化されました。

あさりの産地表示適正化のため、令和4年3月にあさりの原産地表示に係る食品表示基準Q&Aがの一部が改正されました。

これにより、**畜養の期間は貝類全体の成育期間に含まれない**ことになり、輸入後出荷調整や砂抜きのために国内で一時的に畜養した貝類の原産地は〇〇県産などではなく、もとの輸出国となります。



2. しいたけの原産地表示のルールが変更されました。

令和2年3月に食品表示基準Q&Aが改正され、しいたけの原産地については、他の農産物のように最も長く育った地域ではなく、**原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地とする**こととなりました。

今一度表示についてご確認ください。

3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが公表されました。

令和4年3月30日に消費者庁が「**食品添加物の不使用表示に関するガイドライン**」を公表しました。添加物不使用表示が**本ガイドラインにおける10個の類型に該当すれば、表示違反となる可能性**があります。

例) 類型① 使用していない添加物が不明確の場合

×添加物なし

×無添加



○着色料なし

○着色料不使用

経過措置期間が令和6年3月末までとなっているので、添加物不使用表示について、今一度本ガイドライン及び表示をご確認ください。

4. 全ての加工食品（輸入品を除く）に原料原産地表示が義務付けられています。（経過措置期間が終了）

一部の加工食品のみ義務付けられていた原材料の産地表示が、すべての加工食品（輸入品を除く）に拡大されています。

対応への経過措置期間が令和4年3月31日に終了し、**全ての加工食品に原料原産地表示**が必要です。

表示の対象は、その加工食品の最重量割合を占める原材料で、**原産地又は製造地の表示**を行います。

《表示方法》

重量割合1位の原材料が生鮮食品と加工食品で表示方法が異なります。

生鮮食品
の場合

「**国産**」等の
その**産地**を表示

名 称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉(国産)、脂肪酸…

加工食品
の場合

「**国内製造**」等の
その**製造地**を表示

名 称	チョコレートケーキ
原 材 料 名	チョコレート(国内製造)、小麦粉…

※チョコレートの製造地を表示したもので、チョコレートの原材料が国産という意味ではありません。

《間違いが多い例》

名 称	クッキー
原 材 料 名	小麦粉(国産)、砂糖、チョコレート…

名 称	クッキー
原 材 料 名	小麦粉(国内製造)、砂糖、チョコレート…

「小麦粉」は加工食品
↓
製造地の表示

5. 「調製時期」「精米時期」へ 表示の事項名を変更してください!! ～玄米及び精米に係る表示関係～

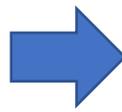
玄米及び精米商品は、これまで「調製年月日」「精米年月日」「輸入年月日」を表示することとされてきましたが、令和2年3月27日より、年月日に加えて「年月旬(上旬/中旬/下旬)」表示ができるようになっています。

ただし、表示の事項名は、「調製時期」「精米時期」へ変更する必要があります。対応への経過措置期間が令和4年3月31日に終了しました。年月旬表示の導入に伴い、米袋の一括表示欄の表示事項を下記のとおり、変更してください。

変更前

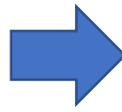
変更後

《玄米の場合》
×調製年月日



《玄米の場合》
○調製時期

《精米の場合》
×精米年月日



《精米の場合》
○精米時期

【表示例】

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇〇〇〇	令和3年産
内容量	□△kg		
精米時期	〇〇.××.上旬		
販売者	△△〇〇□□株式会社 佐賀県佐賀市城内〇丁目□号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

事項名は必ず変更!

6. 未検査米の表示方法について ～玄米及び精米に係る表示関係～

農産物検査による証明を受けていない場合であっても、**産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管することで、当該産地、品種及び産年**の表示が可能になりました。



産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管することによって農産物検査による証明を受けた場合と同じ表示をすることが可能に！

農産物検査による証明を受けていないが、根拠資料を保存している場合の表示例

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 佐賀県産	〇〇ヒカリ	2021年
	〇〇ライス(生産者名)確認による(※)		
内容量	〇〇kg		

玄米及び精米に関する食品表示基準Q&Aにも表示方法等の説明が追加されています。

※表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示(なくてもよい)

【表示の根拠を示す資料の保管が要件】

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料
(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)、種子購入記録、栽培記録(品種、産年)など

※詳しくは、消費者庁ホームページをご確認ください。

6. 未検査米の表示方法について ～玄米及び精米に係る表示関係～

未検査米であり、産地、品種、産年の表示事項の
根拠となる資料を保管していない場合の表示例

改正前

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	未検査米 国内産			10割
内容量	10 kg			
精米時期	22.04.01			
販売者	佐賀太郎 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952(25)0000			



改正後(現在)

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
内容量	10 kg			
精米時期	22.04.01			
販売者	佐賀太郎 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952(25)0000			

7. 遺伝子組換え食品の任意表示は、令和5年(2023年)4月1日から新しい制度になります。

遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

【これまでの任意表示制度】

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

「遺伝子組換えでないものを分別」

「遺伝子組換えでない」

等の表示が可能

【新しい任意表示制度】

遺伝子組換えの混入がないと認められる場合のみ

「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」の表示が可能に



分別生産流通管理をして意図せざる混入を5%以下に抑えているのみでは「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」の表示ができない!

遺伝子組換えにおける任意表示を行われている方は
今一度任意表示についてご確認ください。

<Question> 分別生産流通管理とは?

遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。

※詳しくは、消費者庁ホームページをご確認ください。

8. 県内事業者から相談の多い事例

～誤った表示の修正方法について（食品表示基準Q&A）～

（加エー274）容器包装の表示を誤った場合、誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

表示を訂正するために誤った表示の上からシール等により適正な表示を貼付すること自体は差し支えありません。

しかしながら、消費者等に誤解を与えるおそれがあることも留意し、消費者等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。

なお、本来、誤った表示の上から適正な表示を貼付することにより明確に修正することが望ましいですが、令和3年3月17日から、食品ロスの削減を推進する観点から、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとします。ただし、当分の間、当該修正方法は、安全性に係る表示事項（※）についての修正には認められません。本運用状況については、今後検証を行っていく考えです。また、消費者に誤認を与えない誤字、脱字等の表示ミスについては、食品ロスの削減を推進する観点から、安易に自主回収を行わないことが求められます。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条各号に掲げる事項を指します。

（加エー275）ポップシール又はネックリンガーによる表示の修正を行うに当たっての具体的な留意点はありますか。

ポップシール又はネックリンガーによる修正を行う場合は、

- ① ポップシール等が容易に容器包装と分離せず一体性がある
- ② 正しい表示内容はポップシール等の方であることが明瞭であることが条件です。

ただし、当分の間、このような方法による表示の修正は、安全性に係る表示事項（※）についての修正には認められません。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条各号に掲げる事項を指します。

佐賀県における食品表示問い合わせ窓口一覧

【令和4年10月時点】

【表示全般】

消費者庁 食品表示企画課

03-3507-8800

【品質に関する事項】名称、原材料、原産地、内容量等

佐賀県生活衛生課 食品安全衛生担当（食品表示総合窓口）

0952-25-7077

【衛生に関する事項】添加物、アレルゲン、期限表示等

佐賀県生活衛生課 食品安全衛生担当

0952-25-7077

佐賀中部保健福祉事務所 衛生対策課

0952-30-1906

鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課

0942-83-2162

唐津保健福祉事務所 衛生対策課

0955-73-1131

伊万里保健福祉事務所 衛生対策課

0955-23-2103

杵籐保健福祉事務所 衛生対策課

0954-23-3501

【栄養に関する事項】栄養成分表示、機能性表示等

佐賀県健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当

0952-25-7074

佐賀中部保健福祉事務所 健康推進課

0952-30-1905

鳥栖保健福祉事務所 健康推進課

0942-83-3579

唐津保健福祉事務所 健康推進課

0955-73-4186

伊万里保健福祉事務所 健康推進課

0955-23-2101

杵籐保健福祉事務所 健康推進課

0954-22-2104

【計量法】

佐賀県くらしの安全安心課 食育・計量担当

0952-25-7069

【景品表示法】

佐賀県くらしの安全安心課 消費相談啓発指導担当

0952-25-7059

（注意）

この連絡先は、令和4年10月時点のものであり、組織の改編や電番番号が変更になる場合があります。
ご相談の回答にはお時間を要することがありますので、余裕をもってご相談ください。

お知らせ



当課では、なるべく電子メールによる迅速な情報提供に努めたいと考えています。

現在郵送によりニュースレターをご覧いただいている事業所におかれましては、メールアドレスの登録申請を何卒よろしくお願ひいたします。

《登録方法》

件名を「食品表示責任者のメールアドレス」とし、

内容欄に「事業所名」及び「食品表示責任者名」を入力の上、

下のアドレスへ送信していただくようお願いいたします。

（なるべく個人アドレスではなく事業所アドレスからの送信をお願いします）

佐賀県健康福祉部生活衛生課 seikatsueisei@pref.saga.lg.jp